

報道関係者 各位

令和6年8月5日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤 博幸

賃金指導官 我妻 一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金を時間額951円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が54円の引上げを答申 ～

- 1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐 和行）は、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の最低賃金額を現在の1時間897円から951円（引上げ額54円、引上げ率約6.02%）に引き上げるよう秋田労働局長（山本 博之）に答申した。
なお、引上げ額54円は、本年7月25日に中央最低賃金審議会が答申した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安」（Cランク50円）に4円上乗せした金額となる。
- 2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約3万2千）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約36万1千人）に適用される。
- 3 今後、異議申出手続などを経て、令和6年10月1日から発効の予定。
最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で3万9千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中賃目安額	16	21	22	23	26	示さない	28	30	39	50
引上額	16	21	22	24	28	2	30	31	44	54
目安比較	±0	±0	±0	+1	+2	+2	+2	+1	+5	+4
改正最賃額	695	716	738	762	790	792	822	853	897	951

